

令和 8 度 新潟市アイスアリーナ運営業務計画書（概要版）

●業務の目的

運営業務は、維持管理・運営期間の間、新潟市アイスアリーナ整備・運営事業に関する維持管理・運営業務委託契約書及び本計画書に従い、良質で魅力的なサービスを提供し、市民等誰でも安全、快適かつ便利に使用できるようなサービス水準等を保持することを目的とする。

●業務の区分

指定管理者が行う業務の区分は以下のとおりとする。

- (1) 受付・貸出業務
- (2) リンク管理・監視業務
- (3) 氷上スポーツ普及業務
- (4) 管理・広報業務
- (5) 送迎バス運行業務
- (6) 太陽光発電による売電業務
- (7) その他業務（自主事業）

●業務実施の基本方針

運営業務の実施にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- (1) 関係法令等を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施する。
- (2) 施設利用者のニーズに応え、リーズナブルで利便性の高いサービスを提供する。特に、障がい者等の利用にも配慮する。
- (3) 施設を有効活用して、様々な人々が集い、交流できるスポーツ施設として、近隣・周辺地域を含む全ての人に親しまれる施設とする。
- (4) 氷上スポーツ教室や競技会・イベントの運営、競技団体への支援を通して、氷上スポーツの普及・振興に積極的に寄与する。
- (5) 創意工夫やノウハウを活用し、効率的かつ合理的な業務実施に努める。

●施設の運営概要

(1) 運営業務期間

当該年度の運営業務期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(2) 施設の開館日及び開館時間

ア 開館日

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。ただし、法定点検、大規模修繕等の場合を除く。

イ 開館時間

- ・ 個人利用：平日：午後 1 時～午後 6 時
土日祝日：午前 10 時～午後 4 時 30 分
- ・ 専用利用：平日：午後 6 時～翌日午後 1 時
土日祝日：午後 4 時 30 分～翌日午前 10 時

※12～2月については、「イルミネーション営業」を開催するため、個人利用時間を変動し専用利用時間を短縮することがある。

※毎週金・土曜日に限りサブリンクの一般利用終了時間を16時とし、以降はカーリング優先専用利用時間とする。

(3) 利用形態等

- ア 個人利用
- イ 団体利用
- ウ 学校の校外活動等
- エ 指定管理者が実施する氷上スポーツ教室
- オ 専用利用（貸切利用）
- カ 競技会・イベント等利用

(4) 利用料金

- ア 個人利用料金
 - ・大人1,800円（貸靴込）
 - ・高齢者1,200円（貸靴込）
 - ・小学生～高校生1,000円（貸靴込）
 - ・未就学児童、障がい者500円（貸靴込）
- イ 専用利用料金
 - ・メインリンク練習利用1時間24,000円
 - ・サブリンク練習利用（カーリング：3シート）1時間18,000円

●氷上スポーツ普及業務

(1) 競技会・イベント等

：本施設において開催する競技会は、主に地域レベルの競技会とする。市及びその他団体が主催する競技会については相互に連携しながら支援する。

：施設を利用して、利用者がスポーツに親しみ、楽しみながら健康増進を図れるような魅力的なイベント、氷上スポーツの普及振興を目的としたイベントを開催する。また、施設の設置目的に鑑み、「こどもの日」と「スポーツの日」は施設を無料開放する。

(2) 学校の校外活動

氷上スポーツへの興味の入口として、また競技人口の底辺拡大を促すため、積極的に校外活動を誘致する。

(3) 団体支援

氷上競技の普及振興のため、関係する競技団体等の運営支援及び情報提供を行う。具体的には、競技会の開催支援、専用利用の優先予約、チーム員募集の案内、ホームページへの情報掲載等を行う。

●管理・広報業務

料金徴収業務、管理業務等のほか、以下のような広報業務を通じて施設の利用促進を図る。

(1) ホームページの管理、運営

- (2) SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用
- (3) 各種広報活動
- (4) 施設の誘致活動
- (5) パンフレットの作成

●送迎バス運行業務

本施設利用者のために送迎バスの運行を行う。

●太陽光発電による売電業務

施設屋上及び南側壁面に設置した太陽光パネルにより発電した電気を電力会社に売電する。

●自主事業

指定管理者は、以下のような事業を自主事業として行う。

- (1) 氷上スポーツ教室
- (2) 物販業務
- (3) 軽食の提供
- (4) 自動販売機の設置
- (5) 物品の貸出業務
- (6) スケート靴の研磨
- (7) 月極めロッカーの設置
- (8) 初心者レッスンの実施
- (9) 撮影・取材等への協力
- (10) 有料レッスンへの対応

●社会貢献

指定管理者は、以下のような事業を通じて地域に貢献することにより、地域の振興発展に寄与する。

- (1) 環境保護
- (2) 地域経済の振興
- (3) 地域活動への参加
- (4) 障がい者の社会参加
- (5) 職場体験学習及び施設見学の受け入れ